

住宅宿泊事業法の概要

1 目的

我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業者を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする

2 内容

○住宅宿泊事業者に係る制度

- ・ 住宅宿泊事業（宿泊日数が一年間に180日以内で、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業）で、都道府県知事に届出をした者は当該事業を行うことができること
- ・ 住宅宿泊事業者には、宿泊提供日数等の知事への定期報告が義務付け
- ・ 衛生確保措置、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等

○住宅宿泊管理業者に係る制度

- ・ 住宅宿泊事業者から委託を受けて、住宅宿泊事業に係る業務及び住宅の維持保全に関する業務を行う事業（住宅宿泊管理業）を営む者は、住宅宿泊管理業者として国土交通大臣の登録を要すること

○住宅宿泊仲介業者に係る制度

- ・ 住宅宿泊事業者と宿泊者との間の宿泊契約の締結を仲介する行為を行う事業（住宅宿泊仲介業）を営む者は、住宅宿泊仲介業者として観光庁長官の登録を要すること

○その他

- ・ 都道府県は、住宅宿泊事業に起因する騒音等による生活環境の悪化を防止することが必要な区域がある場合、条例で、期間を定め、当該区域での住宅宿泊事業の実施を制限することができること
- ・ 知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、住宅宿泊事業者に対する業務改善、業務停止等の命令、報告徴収や立入検査等を行うことができること
- ・ 施行期日 H30. 6. 15

図 住宅宿泊事業法によるスキーム

